

第2期揖斐川町地域福祉計画



平成27年3月

揖斐川町

目 次

第1章 地域福祉計画とは

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 地域福祉の理念	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5

第2章 揖斐川町の福祉課題

1. 全体的な状況	6
2. 地区ごとの状況	9
3. 福祉課題の考察についての参考資料	10
4. まとめ ―揖斐川町の福祉課題―	14

第3章 計画の内容

1. 計画の基本理念	15
2. 計画の基本目標	16
3. 計画の基本方針	17
4. 施策の体系	19
5. 施策の展開	20

基本方針1

支援の必要な人を地域全体で見守ろう！

～みんなが見守り・声かけし、支え合うまちへ～

20

基本方針2

地域住民の力を活かそう！

～みんなが活躍し、いきいきと暮らせるまちへ～

27

基本方針3

安心・安全な生活環境と緊急時の支援体制をつくろう！

～みんなが参加する防災ネットワークと安心安全な環境づくり～

32

基本方針4

自主活動で地域の福祉力を高めていこう！

～新しい地域コミュニティに向かって、一人ひとりが取り組むまちへ～

36

6. 計画の重点施策	39
------------	----

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	42
------------	----

資料編

1. 町全体及び地区ごとの人口の推移・高齢化の状況	43
2. 高齢者や障がいのある人等の状況	51
3. 地域の活動の状況	54
4. アンケート調査結果からみえる課題	58
5. 第1期地域福祉計画目標指標の評価	62

6. 揖斐川町地域福祉計画策定委員会設置要綱	67
7. 揖斐川町地域福祉計画策定委員会委員名簿	69
8. 策定の取り組み	70
9. 策定委員会メンバーからの意見	73
10. 用語解説	76

「ずっと住みたい町 いびがわ」の実現に向けて

本町では、平成 17 年 1 月 31 日の合併以来、住民の皆さんの声を聴き、共に考え、共に歩む、そして共に創る、住民協働のまちづくりを進めております。

本町の次の 10 年に向け、急速な少子高齢化や過疎化に対応するため、「町ぐるみで若い世代の結婚・出産・子育てを応援する温かいまちづくり」や「福祉・医療・環境が充実した安心で暮らせるまちづくり」等、最重要施策となる 3 つの柱と 2 つのまちづくり戦略を掲げ、「ずっと住みたい」と実感できる、魅力ある町づくりに取り組んでいきます。



そのような中、今回、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間として、「第 2 期揖斐川町地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、「みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち」を基本目標に掲げ、「地域全体での見守り」、「地域住民の力の活用」、「安心・安全な生活環境と支援体制の構築」、「地域の福祉力向上」を基本方針としております。

人と地域のつながりの希薄化や福祉ニーズの多様化による様々な地域の福祉課題の解決について、本計画を基にその地域に合った地域福祉を推進していきます。

本計画を実現するためには、行政はもとより、多くの地域住民にも地域福祉に参画していただきながら、社会福祉協議会などの関係機関や事業者、ボランティア団体など地域に関わる全ての人が連携して取り組みを推進していくことが必要です。

今後も、地域住民や関係機関など多くの人にご意見やご協力をいただきながら、計画を推進していきますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました揖斐川町地域福祉計画策定委員会委員をはじめ関係者の皆様、アンケート調査や地域福祉懇談会で貴重なご意見をいただきました町民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

揖斐川町長 宗宮 孝生

揖斐川町地域福祉計画の策定に寄せて

第2期の「揖斐川町地域福祉計画」の策定にあたり、一般町民の方ならびに中学生の生徒の方を対象にしたアンケート調査、地域福祉懇談会が実施されました。また、第1期計画の進捗・評価を通して、揖斐川町の現状と課題についての検討が行われています。

これらをもとに、平成27年1月23日、第1回の揖斐川町地域福祉計画策定委員会が開かれました。計3回にわたり開催致しました策定委員会では、地元の第一線で活躍されている各代表の皆様方に委員として参画していただき、活発な議論が展開されました。また、パブリックコメントを含む、お寄せいただいたご意見・ご提案は、極めて切実な問題も含まれており、より一層の地域福祉の推進こそが課題解決に向けた第一歩になるものと確信した次第です。計画策定におきましては、可能な限り「寄せられたご提案」を反映するよう努めましたので、より具体的な計画になったのではないかと考えています。



しかしながら、ここに「第2期揖斐川町地域福祉計画」の策定に至ることができましたのは、不慣れな委員長職を支えてくださった策定委員ならびに事務局の皆様方の格別のお力添えの賜物に他なりません。この場をかりて、計画策定にご協力いただきました全ての方に、厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、揖斐川町にお住まいのすべての方、お一人おひとりが、本計画の主旨をご理解いただき、参加と協働のもと「支え合いのまち」の実現に向けて、前進されますことを期待しています。もとより微力ではございますが、今後の計画の進捗を見守っていきたいと思います。

平成27年3月

揖斐川町地域福祉計画策定委員会委員長 梅木真寿郎

第1章 地域福祉計画とは

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

わが国は、人口減少時代に突入し、少子・高齢化や核家族化がいつそう進行し、地方の衰退や消滅が危惧されるなど、社会環境が大きく変化しつつあります。また、このような社会環境の中で進む家族や地域のつながりの希薄化が、住み慣れた地域で暮らし続けることを困難にしていると考えられています。

本町においても、人口の減少や少子・高齢化、核家族化が進んでおり、家族や地域のつながりの希薄化や福祉ニーズの多様化に地域として対応することが重要な課題となっています。

国は、社会福祉法の中で、社会福祉の目的として「地域福祉の推進」を明記するとともに、地域福祉推進の主体については、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」の3者であることを明記しています。また、地域福祉を推進するために、市町村による地域福祉計画の策定が必要であることをこの法律の中で明らかにしています。

本町では、このような国の動きに合わせて、平成21年3月に「揖斐川町地域福祉計画」を策定し、基本目標として「みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち」を掲げ、各種施策・事業を展開してきました。この間、見守りなど、地域内のさまざまな関係者が協働する場面も増えてきましたが、その一方で、基本目標の実現に向けてさらなる取り組みが必要であると考えられます。

本計画は、平成21年に作成した第1期地域福祉計画の更新時期が到来したため、これまでの第1期地域福祉計画の期間に実施した事業の評価を土台としながら、アンケート調査及び地域福祉懇談会の実施を通じて現状把握や意見収集を行い、地域の福祉課題の現状を踏まえた上で、第2期の地域福祉計画として策定するものです。

(2) 計画策定の目的

揖斐川町の高齢化率は、第1期の地域福祉計画策定当時（平成20年）の28.2%に比べ、平成26年10月末時点では33.1%に増加しており、約3人に1人が65歳以上となっています。また、人口の高齢化が進み、要介護者の増加、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯等の増加といった社会状況への対応の必要性が増加しています。

だれもが安心して住み慣れた地域の中で暮らせるようにするためには、障がいのある人や子どもも含め、支援を必要とする人を地域社会全体で支える体制の整備が求められます。

地域福祉計画は、地域の中に存在する福祉課題の解決について、だれもが主体的に取り組むことにより、住みやすい地域をつくるための計画です。



2. 地域福祉の理念

(1) 地域福祉の定義

地域福祉とは、住み慣れた地域においてだれもが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

(2) 地域福祉推進のための前提条件

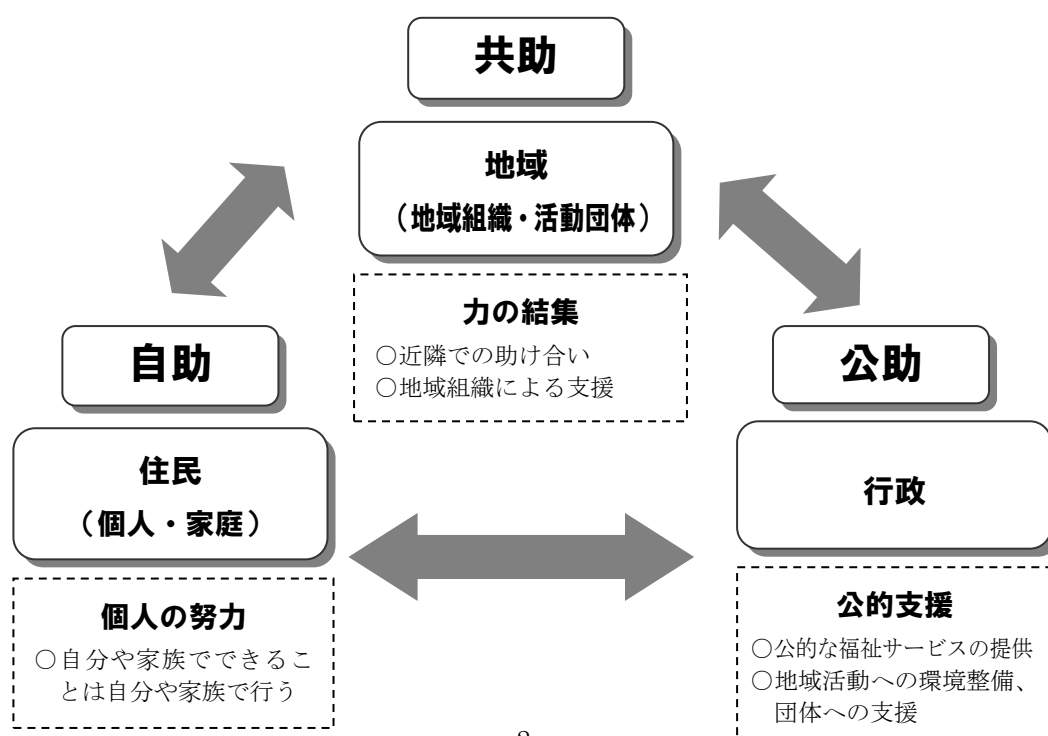
地域の福祉課題への解決については、「自助」「共助」「公助」を前提として、多様な取り組みを行うことが必要です。

「自助」とは、自己が抱える福祉課題について、自分自身によって対応することを指します。例えば、高齢者が要介護状態になることを予防するために適度に運動するなど、個人的に努力して自らの生活を向上させていくことが「自助」に該当します。本計画では、家族・親族による本人への支援についても「自助」に含めます。災害に備えて家庭内で避難時の生活必需品を準備したり、災害発生時やその発生のおそれがあるときに家族で避難所に避難したりする行動も含まれます。

「共助」とは、個人では解決することが困難な福祉課題について、地域、民間等が協力して対応することを指します。例えば、地域住民の見守りや支援、民間サービスの利用がこれに該当します。

「公助」とは、個人や家族、地域、民間等では解決することが困難な福祉課題について、国や地方公共団体が対応することを指します。各種福祉制度の利用や公的機関への相談等がこれに該当します。

協働による取り組みのイメージ



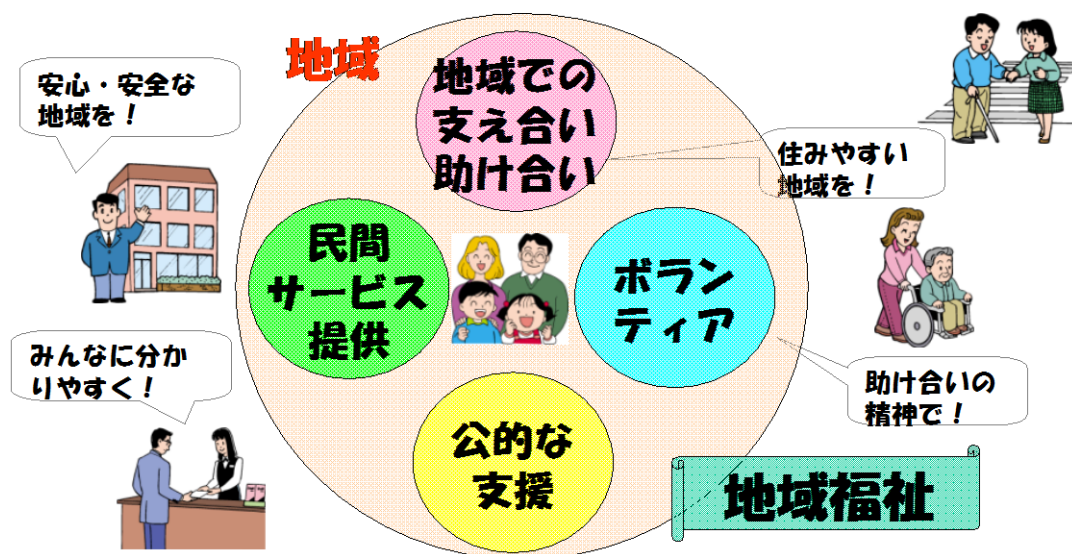
(3) 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画では、地域福祉の推進に関する事項として、以下の4点の事項について定めることが求められています。このうち、1から3については、社会福祉法第107条に規定されていますが、災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃から要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、国の通達により、平成19年に地域福祉計画に盛り込むべき事項が追加されています。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 4 要援護者の把握に関する事項

このように、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進、②地域における福祉事業の発達、③地域福祉活動への住民参加の促進、④地域における支援が必要な人の把握、の4点が地域福祉計画に盛り込む事項とされています。

地域福祉の推進にあたっては、「自助」「共助」「公助」の前提条件に基づき、地域内の関係者の協働によって、その実現を図ることが必要です。

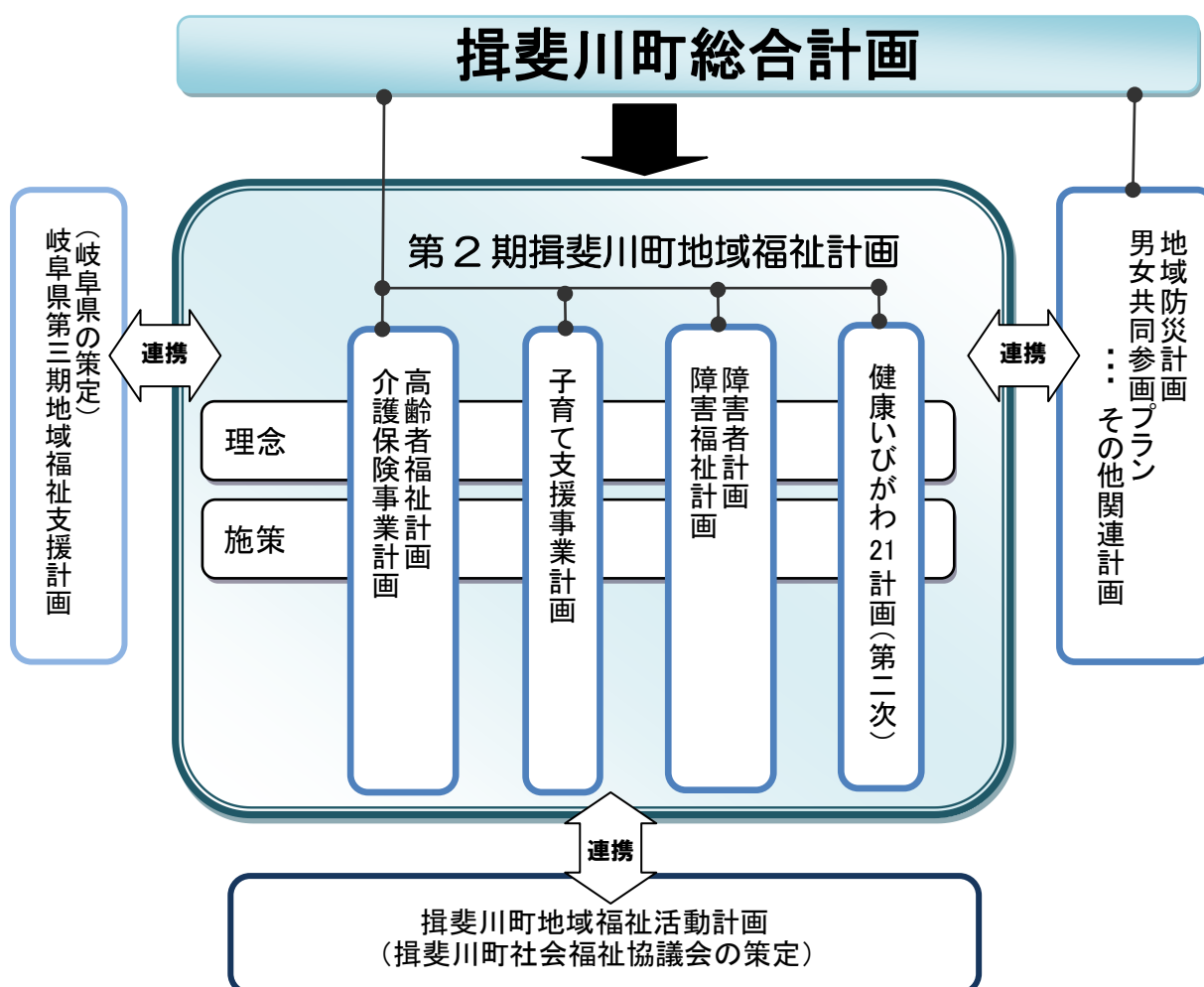


3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条（昭和 26 年法律第 45 号）の市町村地域福祉計画に関する規定に基づいて策定するものです。

地域福祉計画は、「揖斐川町総合計画」を上位計画として、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する、福祉分野における基本計画としての性格をもつものです。支援を必要とする対象者ごとに策定された個別計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、個別計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを総合的に推進する役割を担っています。

また、岐阜県が策定する「岐阜県第 3 期地域福祉支援計画」、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」、及びその他の関連計画との連携を図ります。



【社会福祉法（抜粋）】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第十章 地域福祉の推進

第一節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4. 計画の期間

計画期間は、平成 27（2015）年度を初年度とし、平成 31（2019）年度を目標年度とする 5 年間の計画とします。

本計画は社会経済情勢の変化や関係諸計画との整合性を図りつつ、進捗状況評価を毎年実施し、必要に応じて見直しを図ります。

第2章 揖斐川町の福祉課題

1. 全体的な状況

(1) 人口の推移

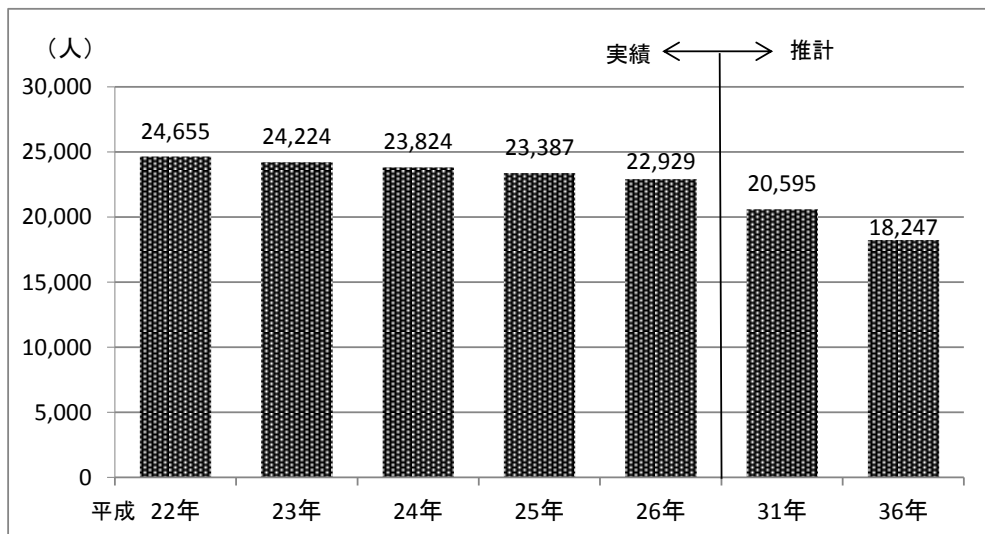
地域福祉の推進にあたっては、地域の福祉課題についての検討を踏まえる必要があり、そのためには、あらかじめ地域の現状について把握しておくことが不可欠です。ここでは、揖斐川町全域を1つの地域とみなし、その現状について考察することとします。

揖斐川町の人口の推移を見ると、平成22年には24,655人でしたが、平成26年には22,929人となり、5年間で1,726人減少しています。今後の人口の状態について住民基本台帳人口をもとに推計したところ、本計画期間の最終年度である平成31年には20,595人、その5年後の平成36年には18,247人になるとの結果が得られ、今後も人口の減少が続くと考えられます。

また、人口を「15歳未満人口」「15歳～65歳未満人口」「65歳以上人口」に区分した年齢3区分別人口構成を見ると、65歳以上人口の割合は平成26年には33.1%でしたが、推計結果によれば平成31年には38.1%、平成36年には41.3%となり、今後も増加し続けると考えられます。また、15歳未満人口の割合は、平成26年には11.2%でしたが、推計結果によれば平成31年には10.0%、平成36年には8.8%となり、今後も減少し続けると考えられます。このように、揖斐川町では、少子高齢化が今後も一段と進むことが予見されています。

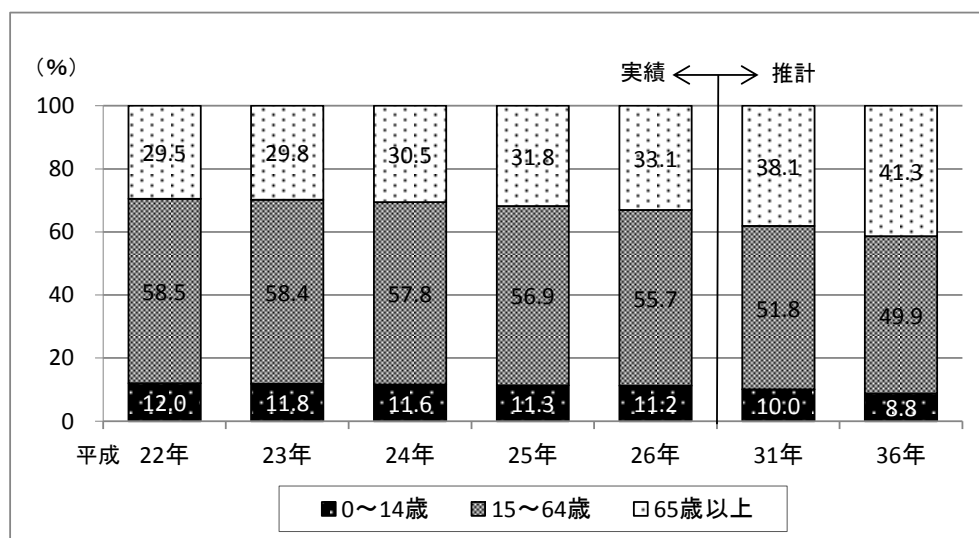
一般的に、人間は高齢になるに従って身体機能が衰え、認知機能も低下します。そのため、高齢者人口の増加は、介護保険制度を通じた介護サービスの利用など、支援を必要とする人が地域の中に増加することを意味します。また、子どもの成長においては、家庭や地域、学校など、子どもを取り巻く人たちの働きかけが大きな影響を与えます。さらに、少子化の進行は将来的な地域の担い手の不足につながり、地域の伝統文化の継承を困難にし、地域経済の縮小化をもたらすと考えられます。このように、高齢者も子どもも「自助」で対応できる範囲は少なく、「共助」「公助」を必要とする割合は高いと言えます。

■人口推移（推計）



資料：住民基本台帳人口、推計人口は住民基本台帳人口より推計（各年4月1日）

■年齢3区分別人口構成の推移（推計）



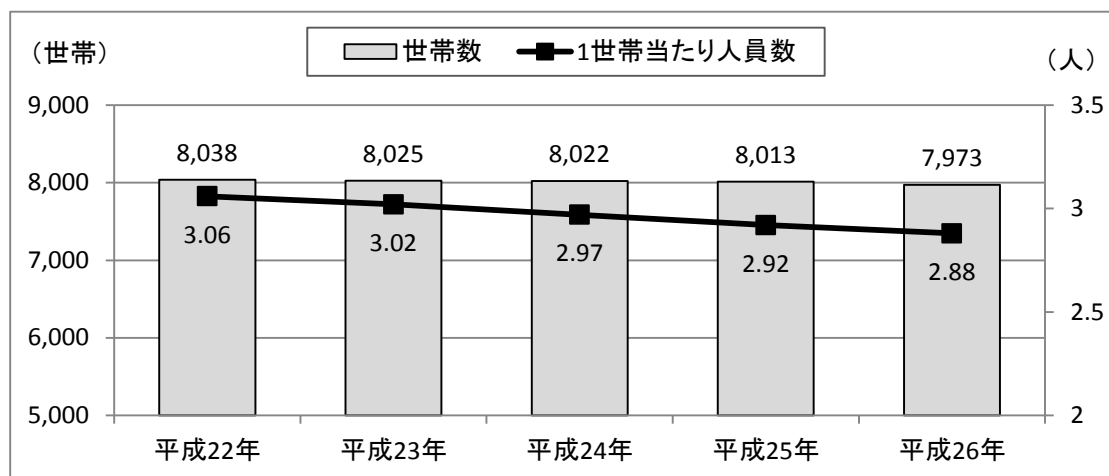
資料：住民基本台帳人口、推計人口は住民基本台帳人口より推計（各年4月1日）

（2）世帯数の推移

揖斐川町全域の世帯数の状況を見てみると、平成22年には8,038世帯でしたが、平成26年には7,973世帯であり、5年間で65世帯の減少となっています。平成22年から平成26年までの5年間の人口は1,726人の減少であるため、人口の減少に比べて世帯数の減少は少ないことがわかります。

次に、1世帯あたりの人口について見てみると、平成22年には人口24,655人に対し世帯数は8,038世帯であり、1世帯あたり約3.1人であったのに比べ、平成26年には人口22,929人に対し世帯数は7,973世帯で、約2.9人となっています。1世帯あたりの構成人数は3人を割り込んでおり、家庭内の構成人員は減少傾向にあります。このように、人口が大きく減少する中でも世帯数がそれほど減っていないのは、1世帯あたりの構成人員の平均値を考慮すれば、核家族化や世帯分離が進んでいることが考えられます。

■世帯数の推移



資料：住民課人口統計集計（各年4月1日現在）

平成 17 年（2005 年）と平成 22 年（2010 年）の国勢調査によると、高齢者単身世帯数は、平成 17 年（2005 年）に 748 世帯であったのに比べ、平成 22 年（2010 年）には 875 世帯となっており、高齢者単身世帯数は増加しています。また、高齢者夫婦のみの世帯数についても、平成 17 年（2005 年）に 1,032 世帯であったのに比べ、平成 22 年（2010 年）には 1,124 世帯となっており、高齢者夫婦のみの世帯数も増加しています。人口の高齢化に伴って高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増加していると考えられるため、家族や地域による「自助」「共助」の弱体化が危惧されます。

■世帯数の推移

（世帯）

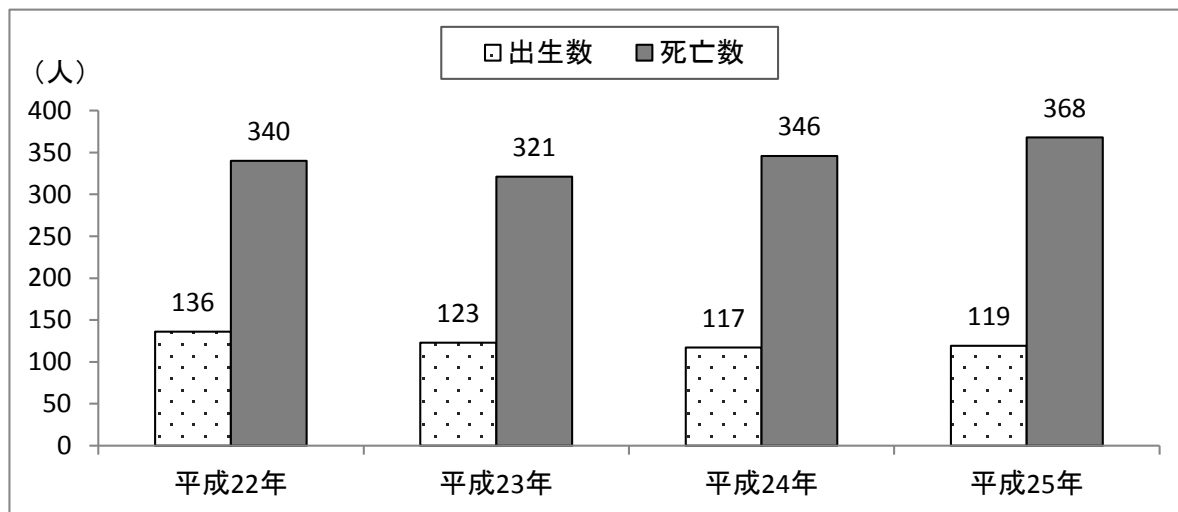
	平成 17 年	平成 22 年
高齢者単身世帯数	748	875
高齢者夫婦のみの世帯数	1,032	1,124

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（3）自然動態人口の推移

揖斐川町における自然動態（出生・死亡）人口の推移をみると、出生人数は横ばい傾向にあるものの、死亡人数が出生人数を上回っており、自然動態人口は減少傾向にあります。

■自然動態人口の推移



資料：庁内資料

2. 地区ごとの状況

(1) 地区ごとの人口の状況

揖斐川町の地域の現状を把握するため、ここでは、揖斐川町全域を 11 の地区に区分し、それぞれの現状について考察することとします。なお、11 地区の区分については、平成 17 年合併前の旧町村の単位を基本としています。

平成 26 年の各地区の人口を見てみると、15 歳未満人口について、全地域の平均は 11.2%ですが、旧揖斐川町の北方地区、大和地区、揖斐地区、清水地区、脛永地区、小島地区ではこの平均値を上回っています。一方、65 歳以上人口について、全地域の平均は 33.1%ですが、やはり同様に旧揖斐川町の北方地区、大和地区、揖斐地区、清水地区、脛永地区、小島地区ではこの平均値より下回っています。谷汲地区、春日地区、久瀬地区、藤橋地区、坂内地区は揖斐川町全域の平均値に比べると、年少人口が少なく、高齢者人口が多いと言えます。

(2) 地区ごとの世帯の状況

地区ごとの世帯の状況について見てみると、地区の人口を地区の世帯数で割った 1 世帯あたりの世帯員数については、全地区の平均は 2.88 人ですが、この平均値よりも少ない地域は春日地区、久瀬地区、藤橋地区、坂内地区となっており、地区人口に占める 65 歳以上人口の割合が高い地域では、1 世帯あたりの世帯員数も少ないという関係の存在がわかります。人口の高齢化が進んでいる地区で 1 世帯あたりの世帯員数が減少していることになるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が想像されます。

このような地区の課題に対して、「自助」「共助」「公助」を前提とした地域福祉が推進されることは、地域での暮らしに安心・安全をもたらすことにつながります。

■平成 26 年の揖斐川町内 11 地区の人口及び世帯数

地区名	平成 26 年人口							平成 26 年世帯数	
	15 歳未満		15～64 歳		65 歳以上		合計	世帯数	世帯員
北方地区	247	13.4%	1,034	55.9%	568	30.7%	1,849	618	2.99 人
大和地区	356	11.9%	1,804	60.5%	820	27.5%	2,980	996	2.99 人
揖斐地区	444	11.9%	2,099	56.3%	1,185	31.8%	3,728	1,290	2.89 人
清水地区	287	14.0%	1,088	53.2%	669	32.7%	2,044	655	3.12 人
脛永地区	250	12.9%	1,101	56.7%	591	30.4%	1,942	653	2.97 人
小島地区	526	12.1%	2,595	59.5%	1,238	28.4%	4,359	1,391	3.13 人
谷汲地区	320	9.9%	1,763	54.7%	1,140	35.4%	3,223	1,099	2.93 人
春日地区	60	5.4%	496	44.3%	563	50.3%	1,119	500	2.24 人
久瀬地区	54	5.3%	509	49.7%	462	45.1%	1,025	412	2.49 人
藤橋地区	14	5.8%	117	48.5%	110	45.6%	241	139	1.73 人
坂内地区	16	3.8%	156	37.2%	247	58.9%	419	220	1.90 人
合計	2,574	11.2%	12,762	55.7%	7,593	33.1%	22,929	7,973	2.88 人

3. 福祉課題の考察についての参考資料

(1) アンケート調査の実施

揖斐川町では、地域福祉計画の策定に伴い、町民が感じている福祉課題の現状について把握するため、平成 25 年 12 月 9 日～12 月 20 日までの期間に、20 歳以上の町民 2,500 人を無作為抽出してアンケート票を送付し、全体の 53.0%にあたる 1,325 件の回答を得ました。アンケート調査の概要と結果については別冊にまとめ、地域福祉計画の策定のための参考資料としました。

(2) 地域福祉懇談会の開催

揖斐川町では、地区ごとの福祉課題を把握し、地域福祉を推進する上で地区関係者同士のつながりを高めることを目的とし、毎年、揖斐川町内の全 11 地区で地域福祉懇談会を開催しています。この地域福祉懇談会では、区長、民生委員・児童委員、福祉委員を中心に地区住民福祉関係者が一堂に会し、地区ごとの福祉課題について、それぞれの役割を超えて意見を交換する機会にしています。

平成 26 年度の地域福祉懇談会では、①地域の福祉課題は何か、②地域の中で福祉課題にどのように対応するか、という 2 点について、地区内で各班に分かれて話し合いました。ただし、地区によっては、防災などをテーマとし、地域に必要な研修会として開催しました。地域福祉懇談会において議論された項目と意見については別冊子にまとめ、地域福祉計画の策定のための参考資料としました。



【地域福祉懇談会の様子】

■平成 26 年度地域福祉懇談会開催内容

名称	開催日	開催場所	参加者数
北方地区地域福祉懇談会	11 月 18 日 (火)	北方公民館	37
大和地区地域福祉懇談会	11 月 21 日 (金)	健康広場	52
揖斐地区地域福祉懇談会	11 月 26 日 (水)	揖斐公民館	56
清水地区地域福祉懇談会	12 月 2 日 (火)	清水公民館	19
脛永地区地域福祉懇談会	11 月 22 日 (土)	脛永公民館	38
小島地区地域福祉懇談会	11 月 20 日 (木)	小島公民館	43
谷汲地区地域福祉懇談会	11 月 28 日 (金)	谷汲文化会館	47
春日地区地域福祉懇談会	12 月 5 日 (金)	春日振興事務所	35
久瀬地区地域福祉懇談会	12 月 1 日 (月)	久瀬公民館	21
藤橋地区地域福祉懇談会	12 月 1 日 (月)	藤橋公民館	8
坂内地区地域福祉懇談会	12 月 16 日 (火)	高齢者住宅はなもも	18

■地域福祉懇談会の主な意見（抜粋）

①北方地区

- ・無償で貸与してもらっている緊急通報電話で安否確認できる等、もっと活用できるとよい。
- ・空き家が増加しており、サロン等に活用していくか処分してもらいたい。
- ・声かけを積極的にしている。
- ・抽象的な「見守り」では意味がない。具体的な方法や、緊急連絡先を決めておくことが必要である。
- ・週に1回でもいいのでコミュニティバスに来てもらいたい。

②大和地区

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の方が、ゴミ出しや買い物等に困っている。
- ・近所の人を見かけたら日ごろからあいさつや声をかけ、若い人から高齢者まで周囲の人とコミュニケーションを図るとよい。
- ・少子高齢化が進んでいき、地域のにぎわいがなくなりつつある気がする。
- ・空き家に対する対策が必要である。
- ・高齢者が家にこもらないように、集う場所や機会を設け、サロン等には誘い合って出かけるようにしたい。

③揖斐地区

- ・ゴミの分別が多く、大変である。
- ・雪かきのボランティアがあるとよい。
- ・車に乗れないと生活必需品の買い物や通院ができない。バスやタクシー等の割引がほしい。
- ・近所づきあいが少なくなった。
- ・ひとり暮らし高齢者宅は、夜に電気がついていないか等見守っている。
- ・若い世代が住み続けたいと思うようにしてほしい。
- ・いろんな趣味のサロンを開いている。決まった人だけが参加するのではなく、気軽に立ち寄れる場所になるとよい。

④清水地区

- ・重い物や大きいゴミを出すのが大変である。拠点回収も収集場所が遠い。
- ・交通が不便である。買い物をしたいが公共交通機関が少ない。
- ・独居や高齢者のみ世帯等の見守り対象者が多く、見守り手が少ない。
- ・近所の方と話をする機会が少ない。
- ・高齢者もサロンや町内行事に積極的に参加して地域の人と交流を持ち、情報交換や困りごとの相談をする機会を増やしてほしい。

⑤脛永地区

- ・国道を横断するときに危険を感じる。横断しようとしてもなかなか車が止まってくれない。
- ・近所同士で声かけや見守りをする。
- ・買い物に行きたいが、移動手段がなく困っている。買い物のためのバスを出してほしい。
- ・見守り等お手伝いしたいが、どこまで立ち入っていいのかわからない。
- ・ひとり暮らし高齢者が増えてきている。

⑥小島地区

- ・電話での押し売り等、不審な電話が多い。
- ・高齢で車に乗れなくなったときのことが不安である。
- ・ゴミの出し方がわからない方がいる。声をかけて一緒に出してはどうか。
- ・子どもや若い人が少ない。
- ・話し相手がほしい。高齢者同士声をかけ合えるようにサロンを立ち上げてはどうか。
- ・草刈りや除雪など近所同士の助け合いが必要である。

⑦谷汲地区

- ・普段からの良好な近所づきあいが災害発生時の迅速な救助や支援につながり、地域の防災・防犯を強化することになる。
- ・家族や近所同士で防災について話し合いをし、緊急時の連絡先や避難場所、防災備蓄品の点検をしておくことが共助につながる大切なことである。
- ・避難行動要支援者名簿を適切に整備することで、災害などの緊急時に役立てることができる。
- ・講習会や防災訓練を行い、地域住民の防災意識を高めるとともに地域力も高めていく。

⑧春日地区

- ・災害に備え、避難訓練や炊き出し訓練、防災備蓄倉庫の点検をしている。
- ・防災備蓄倉庫が集落から離れているため、小型の倉庫を近くに設置してほしい。
- ・防災備蓄倉庫にどのような備品があるのか、すぐ使える状態なのかを普段から把握しておく必要がある。

⑨久瀬地区

- ・高齢化に伴い除雪作業が不安である。ボランティアに頼みたいが、危険が伴うため難しい。
- ・空き家が多く、管理ができているのかわからない。
- ・サロンは開催されているが、足が悪く行けない人や遠慮する人がいる。無理強いせず、見守りや声かけを続けていくことが大事である。
- ・通院や買い物するのに移動手段がなく、困っている。
- ・介護保険制度について地域住民が理解し適切に利用できるように、勉強会をしてはどうか。

⑩藤橋地区

- ・住民数が少なく役職が重なって大変である。
- ・サルやイノシシ等が畑や道路、石垣等を荒らすため、害獣被害に困っている。町の補助内容が知りたい。
- ・高齢のため、粗大ごみ出しや除雪作業等の力仕事が困難である。
- ・認知症の人が増えてきており対応が難しい。認知症予防が必要である。
- ・男女ともに声をかけ合ってサロンに参加し、話し相手を作りたい。

⑪坂内地区

- ・見守りをする人もされる人も高齢になり、いつまでできるか今後は心配である。
- ・耳が遠い方を見守るときが大変である。電話には出ないし訪問しても気づいてもらえない。
- ・見守りの内容や担当地区の分担を決めておいてはどうか。
- ・いつまでも地域で暮らしていくためにはどうしたらいいか。
- ・ひとり暮らしの人の除雪が心配である。



4. まとめ ―揖斐川町の福祉課題―

統計資料やアンケート調査結果、地域福祉懇談会の開催結果を踏まえ、本計画では、揖斐川町の福祉課題として、次の課題を掲げることとします。

(1) ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の増加への対応

揖斐川町では、少子高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加しています。このような高齢者が地域の中で暮らし続けていくためには、地域社会全体を通じた取り組みが必要となっています。地域福祉懇談会においても、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の増加に関して、多くのグループが議論のテーマにしていました。

おもなキーワード

声かけ・見守り・安否確認、交流（家族・地域）、交通安全、交通・送迎（買い物・医療）、除雪、消費者被害防止、空き家、ゴミ出し、草刈り、制度理解・情報収集・相談、サービス利用

(2) 子育てへの対応

揖斐川町では、人口の高齢化とともに、少子化も進んでいます。若年人口の減少は、地域コミュニティの存続や、地域の伝統文化の存続を危うくすることにもつながります。子育てしやすい環境の整備、地域で子どもを見守る環境づくりなどが求められています。

(3) ボランティア・地域の潜在力への対応

揖斐川町では高齢者人口の増加が今後見込まれていますが、すべての高齢者が直ちに社会的支援を必要とする状態になるわけではありません。高齢者であっても、それまでに培った経験や能力を生かすことができます。

地域内での見守り・声かけに留まらず、ボランティアへの参加や生涯学習など、地域住民の潜在力を高め、生かすような制度・研修・機会の充実が求められています。

(4) 防災・非常時への対応

東海・東南海地震などの大規模地震の発生が予測されています。また、近年は「ゲリラ豪雨」と呼ばれるような短時間に局地的に降る大雨による河川の氾濫や土砂災害が全国で頻発しています。

大規模な自然災害の発生時には、行政だけの対応には限界があり、地域住民の助け合いが欠かせません。災害時に自らどう行動するのか、災害の発生にどう備えるのか、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある人を災害発生時にどう支援するのか、地域全体で考え、その対策に取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の内容

1. 計画の基本理念

第2期計画の基本理念は、第1期計画で記された基本理念を普遍的なものとして踏襲し、引き続き、これらの基本理念を掲げて地域福祉を推進していきます。

I 認め合い、交流し、みんなでつくる福祉のまち『参加』

住み慣れた地域でだれもが安心して日常生活を送るためには、家庭や地域の温かな心の支えが必要です。そのためには、子どもから高齢者、障がいのある人等、だれもがお互いの持ち得る力を認め合い、分かり合い、ふれあいながら、みんなで「福祉のまち」をつくることが大切です。

II だれもが学び、教え合い、積極的に行動してつくる福祉のまち『主体性』

地域における結びつきを強め、助け合いの輪を広げるためには、継続的に地域福祉活動の担い手が育成され、町全域に広がっていくことが重要です。そのためには、地域の支え合い(見守り)の中で支える人も支えられる人も、だれもがそれぞれの自己実現に向かって主体的に学び、教え合い、積極的に行動することが大切です。

III 互いに気を遣い、協働し、支え合ってつくる福祉のまち『共生』

地域の中で共に支え合って(見守り合って)生活していくために、地域には、自分だけでなく家族、そして地域の子どもたちから大人まで様々な人々がいるという認識を持ち、互いに気遣うことから始まります。

住民一人ひとりが地域福祉活動や支え合いの行動を実践することは、その行動が地域づくりとなり、さらに、町全体へと広がり、「支え合ってつくる福祉のまち」へとつながります。

2. 計画の基本目標

本町は、人口減少や少子高齢化等様々な課題がありますが、人と人の強いつながりが残っている心温かな地域でもあります。今後は地域のつながりを強め、まちをより活性化させていくために、基本理念に掲げたように町民が「参加」し、だれもが「主体性」を持ち、地域の中で支え合って「共生」することを実践していくことが求められます。

それらを実践することによって、みんながお互いに関係を築きながら、見守りや助け合いが行われる安心して生き生きと暮らせるまちをめざします。

計画の基本理念と同様に、第2期計画の目標は、第1期計画で示した計画の目標と現時点においてもめざすべき将来像として変わらないことから、継続して下記の目標を掲げていきます。

みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち

だれもが安心して住みなれた地域の中で、生き生きと暮らせるようにするためには、地域の人々の積極的なかかわりによって、地域福祉を推進していくことが必要です。

「地域福祉を推進していく」ためには、お互いを認め合い、信頼関係を深めることを土台として、地域の中で支え合い（見守り）を行っていくこと、また、そのような地域の中の支え合い（見守り）の中で、それぞれが福祉を自分自身の問題としてとらえ、自己が持ち得る力に気づき、主体的かつ積極的に地域福祉活動を行っていくことが大切です。

一人ひとりが主体的にまちづくりにかかわっていくとともに、住民、事業者、行政それぞれが協働して役割を果たしていくことにより、安心して生き生きと暮らせる「支え合いのまち」の実現を図っていきます。



3. 計画の基本方針

本計画では、基本目標を実現するために4つの基本方針を設定しました。以下の基本方針に沿って、各種施策・事業を体系化していきます。

基本方針 1

支援の必要な人を地域全体で見守ろう！

～みんなが見守り・声かけし、支え合うまちへ～

揖斐川町では、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。また、身体障害者等手帳所持者や生活困窮者等支援の必要な方がいます。こうした人々を必要に応じて地域住民で手助けし、見守っていく必要があります。

本町では、見守り台帳をもとに見守り活動を実施していますが、この見守りのネットワークをさらに広げて、多くの人々や団体が見守りや声かけに積極的にかかわるよう取り組んでいきます。また、福祉サービスに関する情報の提供や相談等、だれもが福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

基本方針 2

地域住民の力を活かそう！

～みんなが活躍し、いきいきと暮らせるまちへ～

地域の高齢化が社会問題になっていますが、高齢者だからできることもあります。

知識、経験の豊富な高齢者は、地域の中で貴重な存在であり、自然や歴史、先人の知恵、食文化、伝統行事等様々なことを教えてくれる先生でもあります。

大人も子どももだれもが地域の高齢者から学び、高齢者は伝えることで、みんなが活躍し、地域のつながりを深め、いきいきと暮らせるまちへつなげていきます。



基本方針 3

安心・安全な生活環境と緊急時の支援体制をつくろう！ ～みんなが参加する防災ネットワークと安心安全な環境づくり～

東日本大震災以降、防災に関する意識が高まり、地域での助け合いの活動の重要性が再認識されています。災害発生時には、自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人等の要援護者を支援する方策として、地域において日頃から要援護者情報を把握し、関係機関等と情報を共有することが必要です。行政と地域住民とが協力して緊急時の体制づくりを進めていきます。

また、子どもの交通安全や登下校時の防犯、高齢者の振り込め詐欺の被害等、地域では様々な問題、課題があります。子どもから高齢者まですべての住民の安心安全な生活環境づくりを進めていきます。

基本方針 4

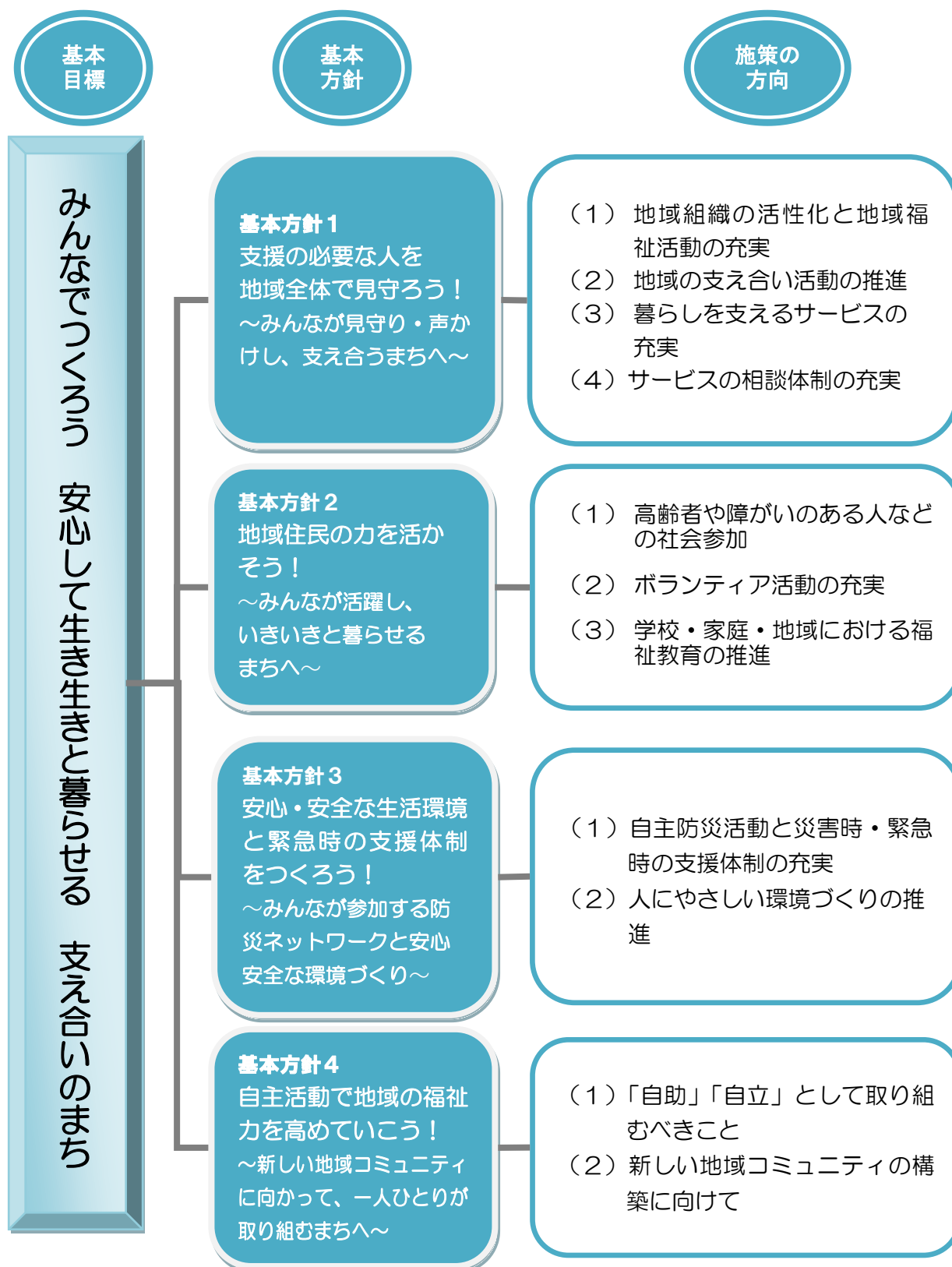
自主活動で地域の福祉力を高めていこう！ ～新しい地域コミュニティに向かって、 一人ひとりが取り組むまちへ～

揖斐川町内の各地区で開催した、平成 26 年度地域福祉懇談会では、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加への対応がどの地区でも最も多く議論されました。また、少子高齢化や核家族化により、子育てに関する不安の声や従来の地域コミュニティの存続が難しくなったという声が多く聞かれました。

これから先の 5 年後、10 年後の揖斐川町を見据えた時、少子高齢化が一段と進むことが予見されていることから、住民一人ひとりの主体性と参加が今まで以上に必要になり、より強く求められることが想像できます。

私たちは、まずは自分自身ができることに取り組み、家族や地域と積極的につながりを持ち、絆を深めていく、そして、自分でできることは自分ですという「自助」「自立」の考えと、困った時には自分から手を挙げて、お互いにうまく「依存」していくという共生社会を目指し、新しい地域コミュニティの構築に取り組んでいきます。

4. 施策の体系



5. 施策の展開

基本方針1. 支援の必要な人を地域全体で見守ろう！ ～みんなが見守り・声かけし、支え合うまちへ～

【施策の方向】

(1) 地域組織の活性化と地域福祉活動の充実

地域の実情にあったきめ細やかな福祉のまちづくりを実現するためには、地域のことを一番理解している地域の住民がそれぞれの役割を果たし、力を合わせて地域の課題を住民自身の力で解決していくことが必要です。

そこで、各地域における地域組織等に住民が積極的に参加し、活動がより活発なものとなるよう支援していきます。また、地域福祉活動に関する住民の意見を取り入れ、地域での活動を促進します。

【具体的な事業】（地域組織活性化）

No.	事業名	内容	担当課
①	地域福祉懇談会の継続支援	区長、民生委員・児童委員、福祉委員等の関係者が地域の見守り活動や地域課題等について情報交換を行う地域福祉懇談会を継続し、支援していきます。	福祉課
②	地域福祉団体の相互連携の支援	地域自立支援協議会や障がい者支援関係者連絡会等を開催し、地域福祉団体の障がいのある人の自立を支援する体制づくりを継続して実施していきます。	福祉課
③	各地域における活動の支援	各地域における見守り組織や各種団体が開催する集会・研修会等の主体的な活動に対して支援を行い、地域活動を促進していきます。	福祉課
④	地域の福祉課題の研究	揖斐川町全体の福祉課題について、「子ども・子育て会議」等の他の関連計画にかかわる会議や関係機関と連携しながら、一体となって研究していきます。	福祉課

【町民の声】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・前は地区の集まりが多かったので親交もあったけれど、年々少なくなり交流がない。
- ・区の役が多く、高齢者の方が何役も担ったりして負担が多い。
- ・福祉委員と民生委員の話し合いの場所が少ない。

（一般町民アンケートより）

- ・高齢化や人口減少に対して、戦っている高齢者や住民を積極的に紹介する。特に地域住民の助け合い、ボランティア活動を紹介することも大切だと思う。ずっと住みたいと思うのは心の問題でその根底には個人のがんばりや住民の結びつきが、大きい影響を与えると思う。

（２）地域の支え合い活動の推進

ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯等が増加しており、見守りの必要な世帯が増加しています。アンケート結果では、日常生活が不自由になったときに地域でしてほしいこととして、病院等への送迎、生活必需品等の買い物、安否確認の声かけが上位に挙がっています。このように、多くの人が生活上の支援やちょっとした声かけなどの気遣いを求めていることがわかります。こうしたことから、地域ぐるみで見守り活動を推進するために、より多くの住民の参加を得て、見守り体制の構築が必要となっています。そのため、区長、民生委員・児童委員及び福祉委員が中心となって、他の見守り活動者や新たに参加する人々と連携して取り組んでいきます。

【具体的な事業】（支えあい・見守り）

No.	事業名	内容	担当課
①	自治会等による見守り活動の推進	自治会において、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の状況を把握し、区長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、その他関係機関等と連携して、見守りを実施していきます。また、近隣の住民による定期的な声かけ、見守り活動を促進します。	福祉課
②	民間事業者による見守り活動の促進	日頃から地域住民と接する機会の多い民間事業者（新聞配達店、宅配業者、生協、検針員等）と提携し、地域住民に異変を感じた際、通報してもらうよう見守り活動を促進します。	福祉課
③	見守り台帳の効果的な活用	見守り台帳への登録促進、利用方法、更新手続、情報共有等台帳の効果的な活用について、関係機関が連携して取り組んでいきます。	福祉課

【町民の声】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・区民の皆さん全体が見守り出来るようになると良い！
- ・時々、声かけをしてほしいと言われます。
- ・見守る側も高齢になってきている。先が心配。

（中学生アンケートより）

- ・地域の助け合いや協力を大切にしていきたいです。
- ・もっと一人ひとりが地域行事に参加すべきである。
- ・お年寄りの方が多くなってきて、何もできなくなったらいけないと思うのでお年寄りの身になってあげてください。

（一般町民アンケートより）

- ・後継者がいない家庭が増えてきている現在、お互い近所同士で助け合いができるよう行政も活動してほしい。
- ・高齢者だけで生活出来ている所が多くあり、近所に住んでいて1回顔を合わせないと心配であることがある。安否確認が出来る対策をとってほしい。
- ・私は高齢ですが、できれば小地区に会話ができる様な空気がほしいです。

(3) 暮らしを支えるサービスの充実

高齢者等が安心して生活していくためには、見守り等のインフォーマルサービスの他に、公的な福祉サービス等のフォーマルサービスの充実も重要となっています。

そのため、今後は、質の高い福祉サービスの提供を目指して、利用者のニーズを把握するとともに、多様化する利用者ニーズに応えられるよう、福祉サービスや医療の提供体制の充実を図っていきます。

また、情報提供の充実と判断能力が不十分な利用者の権利擁護に関する事業も充実を図りながら、サービスの相談体制の充実に取り組んでいきます。

【具体的な事業】（サービス）

No.	事業名	内容	担当課
①	地域における子育て支援活動の推進	子育て中の親の不安感や孤立感を解消するため、子育てサロン、子育てサークルなど住民主体の子育て支援を推進します。	子育て支援課
②	子育てしやすい環境・住みやすい環境づくり	学童保育の内容充実や子育て支援ボランティアの育成等安心して子育てしやすい生活環境づくりに努めます。	子育て支援課
③	親が病気時の子育て支援の検討	ひとり親世帯や障がい児を持つ親の世帯で、親が病気等で通院、入院等の際に、親に代わって一時的に子どもの世話をする仕組みづくりについて検討していきます。	健康増進課
④	食事（配食）サービスの検討	ひとり暮らし世帯、高齢者世帯や在宅ケア世帯等の最も重要な課題である食事（配食）について、公的、民間、ボランティア等が連携し、より良いサービスを検討していきます。	福祉課
⑤	福祉サービス従業者研修の開催	医療と介護の連携を強化し、利用者の生活状況にあった質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉サービス従事者に対して研修会を開催していきます。	福祉課
⑥	地域ケア会議の充実	要援護者の個別課題の解決に向けて、保健・福祉・医療・介護等の専門職や関係機関など、多職種の協働による地域ケア会議を開催し、内容についても充実していきます。	福祉課
⑦	多様な主体による生活支援サービスの検討	地域の実情や利用者のニーズにあった生活支援サービスを重層的に提供するため、地元民間企業、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等、多様な主体によるサービス提供を検討していきます。	福祉課
⑧	福祉サービス評価事業の推進	福祉サービス第三者評価事業の実施により、利用者のサービスの選択、事業者のサービスの質の確保を進めます。	福祉課

⑨	ふれあいの居場所づくり	地域の空き家等を活用して、子どもから高齢者まで、男女や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが気兼ねなしに行くことができる、地域でのつながりを新たにつくる場として、ふれあいの居場所づくりについて、研究し取り組んでいきます。	福祉課
⑩	ふれあいいきいきサロンの充実	ひとり暮らし高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者などに生きがいの場を提供するふれあいいきいきサロンについて、サロンリーダーやボランティアの後継者の育成と内容の充実について検討していきます。また、サロンのない地区の新たな立ち上げと活動を知らない人への呼びかけや周知を行い、参加促進に努めます。	福祉課
⑪	障がい福祉サービスの充実	障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスについて、適切に受けられるよう、必要量の確保を行います。また、サービスや制度、利用方法等の周知に努めます。	福祉課
⑫	障がいのある人の意思疎通支援の充実	会議や地域行事、病院などに手話奉仕員や要約筆記奉仕員等を派遣するほか、音声・点字による広報紙等を作成するなど障がいのある人の意思疎通支援の充実を図ります。	福祉課
⑬	認知症になっても住みやすいまちづくり	医療と介護が連携をして、認知症の早期発見、早期対応に努めます。また、認知症の人や家族を地域で支えていくために、「認知症カフェ」※の導入を検討していきます。	福祉課
⑭	空き家対策の検討	地域に増加している空き家について、活用、適正管理、処分、管理業務のビジネス化等あらゆる面で対策の検討を行っていきます。	総務課
⑮	権利擁護に関わる事業の促進	判断することが困難な認知症の高齢者や知的障がい者等の権利擁護のため、財産管理等の法律行為に関する援助や生活面の支援等を行う成年後見制度の周知と利用支援を行います。	福祉課
⑯	日常生活自立支援事業の推進	認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力の低下等により一人で生活していくことが不安な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理、書類の預かり等生活支援を行います。	福祉課
⑰	中・長期的な福祉サービスの検討	各種統計資料やデータを分析しながら、地域の実情を把握し、中・長期的な視野の下、福祉サービスの検討、財政面での検討を行います。	福祉課

※認知症カフェ…認知症の方とその家族、専門職、地域住民の方々など誰でも参加でき、集う場。通所介護施設や公民館等の空き時間を利用して行われる情報交換や相談の場。

【 町民の声 】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・空き家の管理を誰がするのか。
- ・公民館に喫茶店を開設して、高齢者が集まる場所づくりをしたい。
- ・サロンがあっても参加する人が決まっている。
- ・100円要望により、モーニングサロンで各地に出向いている。
- ・サロンの参加者が女性ばかり。男性も参加してほしい。
- ・お年寄りだけのサロンではなく、子どもや若者と関わるとよいのでは。

（一般町民アンケートより）

- ・子育てがしやすい町には若い夫婦が集まる。働きながら子育てがしやすい町づくりが必要。若い夫婦がどのようなサービスを望んでいるか、若い人たちに直接聞くことが一番ではないか。
- ・子育て世帯には金銭面だけでなく、ボランティアで子育て支援したりすると良い。
- ・高齢者を意識した福祉ではなく、引きこもり支援などトータルの取り組みを要望したい。
- ・限界集落では地域の助け合いも多くは望めません。日常生活、介護、看護の問題に直面したとき、当人は途方に暮れます。こんな時、行政が支援してくれる内容、受けられる福祉サービスの内容など具体的な詳しい情報を気軽に手軽に入手できる方法があるとよいと思います。



（４）サービスの相談体制の充実

住民の抱えるさまざまな悩みや地域での問題を解決するほか、それぞれのニーズに応じた適切なサービスを利用できるように、福祉や生活課題に関する相談体制の整備が必要です。そこで、専門機関との連携による相談体制の充実を図ります。また、関係各課・関係機関との連携による相談体制や相談窓口を充実し、住民の相談や苦情に適切に対応できる体制を整えます。

【具体的な事業】（相談体制）

No.	事業名	内容	担当課
①	専門機関との連携による相談体制の充実	福祉に係る総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて、福祉課、子育て支援課、健康増進課、学校教育課、専門機関と連携して相談に対応していきます。また、窓口相談と合わせて、電話・訪問による相談にも対応していきます。	福祉課
②	福祉サービスに関する苦情対応の推進	苦情相談担当職員を配置し、福祉サービス利用者からの苦情を随時受け付け、適切かつ迅速に対応するとともに、苦情や相談が多い事項について理解を得られるように広報活動を行っていきます。	福祉課
③	生活困窮者に対する相談支援の充実	生活困窮者の状況を適切に把握しその人にふさわしいサービスが提供できるように相談体制を拡充するとともに、社会福祉協議会やハローワーク、NPO等の支援団体等との連携を強化していきます。	福祉課
④	障がいのある人に対する相談支援の充実	障がいのある人の様々な相談や必要とする障がい福祉サービスを適切に受けることができるよう、相談支援員による相談支援を行います。 また、障がいのある人が生活基盤を整えるために、身体機能を補う補装具や日常生活用具について、利用者が支援機器に関する相談が気軽にでき、専門家から指導や助言が受けられる体制を整備していきます。	福祉課
⑤	高齢者や障がいのある人が利用しやすいような配慮	高齢者や障がいのある人を含めたすべての住民が、現在実施しているサービスや各種制度を利用しやすくしていくために、窓口での対応の配慮やパンフレット、ホームページ等の見やすさの改善を進めていきます。	福祉課
⑥	広報紙やホームページ等による情報提供の充実	広報紙やホームページ、いびがわチャンネルを活用して、介護施設情報、空き家情報等住民の福祉ニーズに沿った情報提供ができるよう努めます。	政策 広報課

【 町民の声 】

(地域福祉懇談会の意見)

- ・介護保険制度のPR不足。老人クラブに入る時に講習をする。
- ・介護保険の勉強会を年代別でやってほしい。
- ・介護のことで悩んでいる人がいる。
- ・介護の手続きがわからない。在宅看護サービスの内容がわからない。
- ・障がいのある人への細やかな支援が少ない。
- ・包括支援センター？何をやる場所？

(一般町民アンケートより)

- ・介護する場合などの適切な処置や、やり方等、前もってわかりやすく指導してもらえたらと思います。
- ・地域の保健師や医師、福祉のプロなどが健康づくりのためもっと身近な存在になるとよい。
- ・行事やイベントでなく、身近な見守りと相談事業を多くしていただくとよいと思います。



基本方針 2. 地域住民の力を活かそう！

～みんなが活躍し、いきいきと暮らせるまちへ～

【施策の方向】

(1) 高齢者や障がいのある人などの社会参加

地域住民の多くは、自治会活動、公民館活動、文化、スポーツ、社会福祉など様々な分野で多様な活動を行っており、その活動の参加は、地域でいきいきとした生活を送る上で大切な要因となっています。また、団塊の世代の定年退職により、職場から地域への移行が促進されるため、知識や経験を生かして高齢者が地域で活躍できる機会を創出したり、障がいのある人が自分の能力や意欲を活かして、みんなが活躍し、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組みます。

【具体的な事業】（社会参加）

No.	事業名	内容	担当課
①	老人クラブ活動の活性化	生きがいつくり、健康づくり、世代間交流、学習機会の創出等、高齢者がいきいきと暮らす活動の支援を行います。	福祉課
②	元気な高齢者の社会参加の促進	元気な高齢者を「高齢社会を支える貴重なマンパワー」として位置づけ、老人クラブ等と町・社会福祉協議会が積極的に連携しながら、元気な高齢者が地域福祉や様々なボランティア活動の担い手として活躍できる仕組みづくりや情報提供を行います。また、シルバー人材センターやハローワーク等と連携し、働ける高齢者の雇用を促進します。	福祉課
③	障がいのある人の社会参加の促進	障がいのある人が自分の能力や意欲を高め、安心して社会参加や日常生活を送ることができるよう、日中活動の場を提供します。また、社会参加のための外出支援についても行います。就労については、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労支援移行継続支援B型」等の各事業者やハローワーク等と連携し、障がいのある人の就労と自立生活訓練を支援します。	福祉課
④	若年世代の社会参加の促進	少子高齢化社会において、地域行事の実施、継承が難しくなっていることから、若年世代に積極的に地域行事に参加してもらうよう促進します。また、閉じこもりがちな若者等に対し、相談活動や就労支援等を推進していきます。	福祉課



【 町民の声 】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・若い人で引きこもっている人がいる。
- ・引きこもりの人を無理に引き出せないなので、ただ様子を見るだけです。
- ・老人の方の良い所を発揮する場がない。

（中学生アンケートより）

- ・障がいのある人の就労施設をもっと増やしてほしい。
- ・もっと、中学生、小学生と高齢者、障がいのある人と関わる時間が必要だと思います。人を差別する心を持っている人がほとんどなので、だれとでも仲良く、幸せに生活が送れたらいいと考えます。

（一般町民アンケートより）

- ・「65 才はヤングだ」の気持ちで、高齢者自身がやる気で前向きに生きたい。
- ・60～80 才の元気な人が出来る仕事、工場を考え、いつまでも健康で頑張れる社会を願います。
- ・高齢者にも出来る事はあると思います。これからの時代に働く場所は必要だと思います。
- ・65～75 才の人が高齢者と言われては困ります。何か仕事ができる場所があれば働きたいと思っている人は沢山いると思います。



(2) ボランティア活動の充実

地域福祉の推進にあたっては、地域住民の参加が必要不可欠であるため、ボランティア活動の役割を担うリーダーを育成し、新規のボランティア活動参加者を発掘しながら活動を活性化させていくことが必要です。

そこで、ボランティア活動の登録制度やボランティアの支援を受けたい人とボランティア活動を行いたい人とを調整するボランティアコーディネーターの育成等体制づくりを進めます。

また、地域住民による地域福祉活動等を促進するため、ボランティア活動等の立ち上げや活動拠点の整備について、応援する環境づくりに努めていきます。

【具体的な事業】（ボランティア）

No.	事業名	内容	担当課
①	助け合い人材育成事業Ⅰ（生活・介助支援サポーター）	介護や介助の技術・知識を習得し、家庭や地域で主体的に行動できるよう「生活・介助支援サポーター養成講座」を開催し、人材育成を推進します。	福祉課
②	助け合い人材育成事業Ⅱ（助け合い人材登録制度）	ボランティア活動として、掃除、運転、介護、危機対応など、できることをできる方々に登録をしてもらう「助け合い人材登録制度」を導入し、ボランティア育成の最も重要な「人集め」を推進します。	福祉課
③	助け合い人材育成事業Ⅲ（ボランティア参加説明会）	ボランティア活動に参加してみたいが、参加の方法がわからないという方々のため、「ボランティア参加説明会」を開催し、ボランティア育成を推進します。	福祉課
④	助け合い人材育成事業Ⅳ（ボランティアコーディネーター）	ボランティアの支援を受けたい人とボランティア活動を行いたい人とをつなぐ役割であるボランティアコーディネーターの育成するため、専門的な講習会を開催し、人材の育成を進めます。	福祉課
⑤	有償ボランティアの検討・体制づくり	公的福祉サービスでは対応できないゴミ出し、買い物等、日常生活の困りごとを支援する目的で有償ボランティア事業の検討と体制づくりに努めます。	福祉課
⑥	子育て支援サポーターの育成	地域の実情に合わせた子育て支援対策を明確にして、住民の協力のもと、子どもや子育て世帯を支援するサポーターを育成していきます。	学校教育課
⑦	ボランティア活動のきっかけづくり	団塊の世代等の参画促進のための研修会の実施や親子でボランティアに参加できる機会を提供し、活動のきっかけづくりを行います。	福祉課
⑧	ボランティア活動団体を応援する環境づくり	ボランティア活動団体の立ち上げ、活動、拠点整備等ボランティア活動等をしやすくするため、支援の仕組みづくりを模索し、地域全体で応援する環境づくりを目指します。	福祉課

【町民の声】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・買い物に乗せていきたいが、事故が心配である。
- ・話し相手については、お互い忙しいので、1時間ぐらいだったらできる。
- ・除雪ボランティアを登録してもらい、頼みたい。
- ・ボランティア活動は、本人の意思で行うものだと思う。強制されて行うものではない。
- ・移動手段がない人に車に乗せてほしいと頼まれて困ることがある。

（一般町民アンケートより）

- ・人とのつながりとボランティアと行政に期待する。
- ・ボランティアNPO等の活動利用。
- ・ボランティア組織を作り、各戸の生活のフォローを行っていく。（プライバシーに配慮）
- ・ボランティアは若い人がいい。今の若い人は目的を持ってない人がいるので高齢者の人と話して目的を持てるようになると思う。

（３）学校・家庭・地域における福祉教育の推進

地域福祉を推進するためには、子どもの頃から福祉教育を行い、福祉への理解を深め、相手の立場を尊重し、互いに思いやる心を育てていく必要があります。

また、子どもだけでなく、大人もそして高齢者も地域福祉について学び、体験活動や立場の異なる人との交流機会を多く取り入れた教育を推進します。

【具体的な事業】（福祉教育）

No.	事業名	内容	担当課
①	幼・小・中学校における福祉教育の推進	幼稚園・小・中学校が連携し、一貫した福祉教育を推進していきます。また、福祉施設訪問や独居老人宅訪問等地域や学校の実情に応じた効果的な内容のボランティア活動の実践に取り組みます。	学 校 教育課
②	子どもと高齢者、障がいのある人とのふれあい機会の提供	子どもと高齢者や障がいのある人との体験交流を進めます。 また、中高生が乳幼児とふれあう体験学習など、地域の実態に応じたふれあい機会の提供を推進します。	福祉課
③	地域医療と福祉、健康講座の開催	医師、保健師、ケアマネジャー等の専門職を囲んで話を聴くなど地域医療や福祉、健康についての講座を開催し、意見交換や情報を共有する福祉教育を推進します。	福祉課
④	障がいのある人に対する理解の促進	広報紙やホームページ、いびがわチャンネルにより、障がい者福祉に関する情報を発信するとともに、障がい者週間に合わせて啓発活動を行うなど、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	福祉課
⑤	認知症に対する理解の促進	認知症サポーター養成講座や認知症カフェを開催し、認知症に対する理解の促進を図ります。	福祉課

⑥	虐待、DV防止の啓発	児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待や、配偶者暴力についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけるなど、関係機関等と連携して虐待やDVを防止するための啓発を行います。	福祉課
---	------------	---	-----

【 町民の声 】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・子どもの減少、子どもが減り、地域のにぎわいや輝きがなくなりつつある。
- ・子どもとのふれあいの場が少ない。
- ・認知症が増え、対応が難しい。
- ・少し認知症がみられてもひとり暮らしを続けてもらえる方法があるのではないか。

（中学生アンケートより）

- ・ボランティアをする機会をもっと増やしてほしいです。地域の子どもたちで高齢の皆さんを助けていきたいです。
- ・家の近くで、おじいさんが畑仕事を1人でやっているの、そのような人を手伝ってあげたいと思う。
- ・小さな子どもたちとの交流のボランティアをしたい。
- ・福祉施設でのボランティアがもっといつでもできて、どうしたらできるのか知りたい。
- ・手話を勉強したいと思う。
- ・私は高齢者の家や母子家庭の家、幼稚園などに行って、今困っていることがあるかを聞いて、その困っていることを私たちが実行していきたいし、役にたてることがあれば進んで1人でも協力していきたい。

（一般町民アンケートより）

- ・リーダーに適した人等に講習などをしてその地域で活躍していただく。月1回の話し合いとか食事会など。
- ・都会での生活が忙しくてどうしても伝えておきたい事等親子でのコミュニケーションも出来ていない。
- ・もっと積極的に色々参加出来る様に形だけの研修、講習ではなく、実のあるものにして欲しい。
- ・何もかも行政にではなく、できない所は補うようなレベルで。集団や個々に健康や介護技術等を学習したりできる場も必要になってくると思う。
- ・頭の硬い人達が、額を寄せて考えても似た様な考えしか出て来ません。幼児からじいちゃんばあちゃんまで町民全体を巻き込んだら、思わぬヒントがあるかもしれません。

基本方針 3. 安心・安全な生活環境と

緊急時の支援体制をつくろう！

～みんなが参加する防災ネットワークと安心安全な環境づくり～

【施策の方向】

(1) 自主防災活動と災害時・緊急時の支援体制の充実

アンケート調査では、現在家族以外のどのような手助けが必要かについては、「除雪作業」(25.5%)、「地震等災害時の支援」(15.6%)といった緊急時の支援が上位に入っています。このニーズは、家族以外にしてほしい手助けであり、緊急時には地域の支援が必要であるという表れと考えられます。こうした結果を踏まえて、地域の自主防災組織等の自主的な防災活動や災害ボランティアセンター事業の充実等を進めていきます。

また、すべての住民が、安心して快適な生活を送れるように、各地域において緊急時や災害時の対策を明確にしておくことが必要です。

そこで、災害時の避難行動要支援者の名簿作成や安否確認・連絡体制等の整備を進めていきます。

【具体的な事業】（災害・緊急時）

No.	事業名	内容	担当課
①	自主防災組織の強化・充実	大規模な地震災害や土砂災害を想定した防災訓練を実施し、関係機関との連携確認や、住民の自助、共助意識の高揚に努めていきます。また、自助、共助に必要な資器材の整備と併せて、リーダーとなる人材の育成や地域での組織の育成を行います。さらには、地域ごとの防災講演会や勉強会等の開催を検討していきます。	総務課
②	災害ボランティア研修の充実	総合防災訓練において、災害ボランティアセンターの開設訓練を実施し、福祉関係者、一般住民、行政関係者を対象に災害ボランティア研修会を開催しています。	総務課
③	避難行動要支援者の安否確認・連絡体制の整備	災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）とマップを作成し、災害時の安否確認や地域内の見守りネットワークの体制の構築を進めていきます。	福祉課
④	昼間生活者に対する防災研修の実施	昼間は若い世代が働きに出かけ、高齢者のみとなる世帯、地域が多くなるため、日中に起きる各種災害の具体的対応事例と対応研修を高齢者、障がいのある人、若い世代等が共通認識できるような防災研修に取り組みます。	総務課

⑤	緊急時対策マニュアルの作成	緊急・災害時における個々のケースに応じた救助方法の検討、連絡先の確認等を行い、緊急時対策マニュアルを地域で作成し、共有していきます。	福祉課
⑥	緊急通報システムの事業の実施	緊急事態の発生が予測されるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に緊急通報機器を設置し、緊急事態に対応できるような体制づくりを推進します。	福祉課

【 町民の声 】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・台風、大雪、大雨の来る予報等があった場合、声かけを事前にしてやる配慮が足らなかったと思い、考える事が多かった。
- ・高齢者の火の用心が不安である。
- ・防災訓練をしているが、高齢者、高齢世帯との呼びかけができていないのではないかな。
- ・災害が起きた時、障がいのある人の誘導を的確に対応できるか。呼びかけがされているか。

（中学生アンケートより）

- ・地域みんなが助け合っていく町。例えば、もうすぐ私たちの町に地震がくるかもしれないから、それまで被害を少なくする方法など、みんなで助け合う。

（一般町民アンケートより）

- ・災害時の助け合いは、当たり前だと思っています。もしものときにスムーズに助け合いができるよう、個々の意識の役割が大切な事のように思います。
- ・防災に関して具体的にどんな災害が想定されるかとか、どんな対策をしたらよいのかシミュレーションの機会があるとよい。
- ・あちこちで災害があっても我々の地域はなんとなく安定しているように思います。
- ・現実的な問題として消防団活動を嫌い、地区外に出ている人もいます。操法大会等、今の若者に理解されない活動は見直してほしい。
- ・65才以上が多い中、婦人消防の役員を選出する事をもう少し考えてください。
- ・常設の消防（職業人）と救急車が必要と切に思います。
- ・敦賀の原子力発電所や、もんじゅが近い事。原発で問題が起こったとき、避難が必要な事をもっと周知してほしい。



(2) 人にやさしい環境づくりの推進

だれもが住み慣れた家庭や地域で、安全で快適な暮らしを継続できるように、居住環境や生活環境の整備を進めていくことが必要です。

そこで、公共施設のバリアフリー化や交通安全、防犯等の取り組みを進めていきます。

【具体的な事業】（生活環境）

No.	事業名	内容	担当課
①	公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設建設を検討していきます。	関係各課
②	住宅改修による住宅内でのバリアフリー化の推進	高齢者や障がいのある人等が安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険事業計画や障害福祉計画に基づいた住宅改修に関する事業の利用を促進して、住宅におけるバリアフリー化を推進します。	福祉課
③	公共交通の運行形態の検討	地域住民のニーズと交通空白地帯の解消、コミュニティバス運行の効率化等を図りながら、公共交通機関の充実について検討していきます。また、デマンドタクシー、ボランティアタクシー、福祉有償運送等、新たな運行形態の導入についても検討していきます。	政策広報課
④	交通安全施設等の整備促進	歩道や道路照明灯、道路反射鏡、ガードレール等交通安全施設の維持補修と整備を推進することで、交通事故を防止し、だれもが安全に外出できる環境づくりに努めます。	建設課
⑤	通学路の登下校指導及び危険箇所点検の実施	安全サポーターの協力のもと児童の安全な登下校指導を行っていきます。通学路の危険箇所について、できるだけ早期の修繕等につなげていきます。	学校教育課
⑥	防犯意識の高揚に向けた啓発推進	高齢者を狙った振り込め詐欺等が社会問題化しているため、犯罪情報を提供するとともに、警察と合同で防犯研修会等を開催するなど、防犯への啓発を行うことで、地域から犯罪被害を減らす意識付けを行います。	総務課
⑦	地域における防犯ネットワークの確立と防犯活動の促進	地域における犯罪を住民の力で防ぐため、自主的に活動する防犯活動や小学校における保護者等による見守り活動を促進します。また、児童生徒の登下校の安全を最優先するため、揖斐警察署と連携し、不審者情報等の情報共有、情報発信を行います。	学校教育課

【 町民の声 】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・ 自分が高齢者になった時、車に乗れないと買い物に行けない。
- ・ 通常、買い物にタクシーを使っている（負担がかかる）。
- ・ 移動スーパーが巡回してくれると良い。
- ・ 買い物のバスを各地域で出してほしい。
- ・ 買い物をしたいが移動手段が無いという高齢者が多い。
- ・ 高齢者になって免許を返上しても安心できるように。
- ・ 訪問販売や押し売り電話が多い。
- ・ 獣害、野生動物が増えている。
- ・ 道路を横断するとき車が止まらない。
- ・ 道路の凹凸があって、電動カーが走りにくい。

（中学生アンケートより）

- ・ バリアフリーの町になってほしい。
- ・ 階段を少なくしたり、スロープを付けたりして、だれもが移動や生活しやすい町。

（一般町民アンケートより）

- ・ 高齢に伴い、車の運転を止めたため、病院に通院しづらくなった人がいます。また、バス停までの坂道が歩きづらくなり、バスの本数が少ないので時間を多く取られ、それだけで疲れてしまうお年寄りがたくさんいます。
- ・ 同じ方面に向かう人が3～4人集まれば利用できるような、タクシーやワゴン車などの交通手段を早急に考えてほしいです。
- ・ 小回りの効いた公共交通機関を早急に考え、実行してほしいです。



基本方針 4. 自主活動で地域の福祉力を高めていこう！ ～新しい地域コミュニティに向かって、 一人ひとりが取り組むまちへ～

【施策の方向】

(1) 「自助」「自立」として取り組むべきこと

一般町民アンケート調査では、東日本大震災以前と以後を比べて「自分のことは自分で守らなければならない意識」についてお聞きしたところ、大切だと思うようになった人は61.0%と半数を超えていました。このように、東日本大震災を教訓として、多くの人が「自助」の意識を強く持っていることがわかります。

「津波てんでんこ」の言葉のように、「自分の命は自分で守る」ということが、地域福祉を考える意味でも、まずは基本となります。私たちは「自助」や「自立」として取り組むべきことを住民一人ひとりが意識をして生活していく必要があります。

【具体的な事業】（「自己力向上」のための支援）

No.	事業名	内容	担当課
①	心と身体の健康づくり	地域住民が自分自身の健康状態に関心を持ち、自身の自立にむけて、必要な情報を得たり、一人で悩まず積極的に相談するなど主体的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。	健康増進課
②	社会的に自立するための支援	「自分でできることは、自分で行う」という自立の考えの下、将来を見据え、一人暮らしになっても自立できるよう、男性の家事・料理教室やケアメン養成講座等の開催や情報発信など、社会的自立のための支援をしていきます。	福祉課
③	情報機器の使用とインターネットの利用	高齢者においても、インターネットの利用やメール配信など情報機器を使用することで、必要な情報を得たり、生活必需品の購入などの利便性が増し、家族とのつながりも深まることから、情報機器の使用とインターネットの利用を促進します。	政策広報課

【町民の声】

（地域福祉懇談会の意見）

- ・できることを少しでもやる。
- ・平凡なことだが、毎日あいさつをする。
- ・ゴミ出しに行った時、話をするように。
- ・健康づくり事業への参加者は、圧倒的に女性が多い。
- ・できるだけ自分でできるようにする。そして友達やグループを作って助けてもらう。

- ・家に閉じこもらないよう外にできるだけでてもらおう。
- ・健康のために軽い運動ができる場や機会を作る。
- ・少しでも外に出られるよう目的、楽しみを作る。
- ・地区の行事に参加してもらおう。

(中学生アンケートより)

- ・自分のことは自分で守らなければいけないけれど、地域や家族の助け合いがあるまちがよいです。
- ・住民と住民がお互いに手と手をつないで明るい人が増えていく町。困っていることがあったら家族に相談することができるような町になったらいいです。

(一般町民アンケートより)

- ・地域住民一人一人が信頼と助け合いができる町づくりであることが大切であると思います。そのためには、地区、町の会合、行事に積極的に参加することが大切だと思います。

(2) 新しい地域コミュニティの構築に向けて

地域福祉を推進するにあたり、「自助（個人の努力）」「共助（地域の支え合い）」「公助（公的支援）」3つの要素があり、自助は地域福祉の基本と考えられます。その自助の重要性を啓発し、自助の取り組みへの支援や自助では解決できない福祉課題について共助や公助と連携できるように支援していきます。そして、家族や地域とつながりを保ちながら、丁度いい依存関係を目指す新しい地域コミュニティの構築に取り組んでいきます。

【具体的な事業】（「つながり強化」のための支援）

No.	事業名	内容	担当課
①	家族とのつながり(自助)を高めるための啓発活動の実施	「月に1回は、家族と連絡を取ろう」「将来について家族と相談しよう」など、広報紙やホームページ、いびがわチャンネル等により、啓発活動や情報発信を行います。	福祉課
②	福祉に関する講習会・研修会の充実	住民の福祉に対する関心を高めるために、福祉について考える講習会を開催します。また、福祉分野において住民が実生活に役立つ知識を身に付けるための研修会を行い、内容の充実を図ります。	福祉課
③	気軽に相談できる相談窓口の充実	「自助」の取り組みを支援するため、困りごとなどを気軽に相談できる相談窓口を検討し充実を図ります。	福祉課
④	先進地視察の実施	新しい地域コミュニティの構築に向けて、他市町村の取り組みや成功例を学ぶため、先進地視察を実施していきます。	福祉課
⑤	地域活動への積極的参加と孤立防止	地域住民が、サロン・趣味・地区活動などに積極的に参加し、孤立を防止するよう啓発し、支援していきます。	福祉課
⑥	助けられ上手になるような支援	地域の手助けを拒んで引きこもることのないよう、困り事が生まれたときに「助けて」と言える「助けられ上手」になるよう啓発し、支援していきます。	福祉課

【 町民の声 】

(地域福祉懇談会の意見)

- ・ 家族の気持ちがよくわからないので困っている。
- ・ 別居している家族に連絡して状況を知ってもらう。
- ・ 親子で話し合う。
- ・ 同居していない家族が来た時、隣の人に一声（日頃の様子等）かけてもらえると良い。

(一般町民アンケートより)

- ・ もっと家族の協力が必要である。「自分さえよければ」という考えが強いのか、自立したら親や故郷は知らない、関係ないと思っている。そのため、高齢化・過疎化が進む。
- ・ 各家庭に情報が届きにくく、役場広報、社協だより等によって1面でよいので、毎回ごとにシリーズで施設紹介、施設の役割、在宅サービスの色々、手続き、とろみ食の作り方等、情報を色々教えてください。
- ・ 何か困ったときに、誰にでも同じように相談できるシステムがあると嬉しいです。



6. 計画の重点施策

本計画では、基本目標を実現するために計画期間中に特に重点を置いて進める施策について、以下の3つを掲げました。それぞれ、計画の中で数値目標等を掲げて、実施状況を評価・点検していきます。

重点施策1 ボランティア活動の充実（住民の力の活用と人づくり）

①ボランティア参加者の増加・支援体制の確立

- ・ボランティア参加者増加の取り組みとして、ボランティアの啓発、参加説明会の開催、ボランティアコーディネーターの養成等を進め、ボランティア参加者数を増加させます。また、在宅ケアの支援として、生活・介助支援サポーターの養成や助け合い人材登録により、ボランティアで地域を支えていくことを目指し、人づくりを推進していきます。

【実施目標】 ■ボランティア登録の促進

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31
団体登録	18 団体 1,438 人	20 団体 1,480 人	22 団体 1,520 人	24 団体 1,560 人	26 団体 1,600 人	28 団体 1,640 人
個人登録	20 人	40 人	60 人	80 人	100 人	120 人

②有償ボランティアの検討・体制づくり

- ・公的福祉サービスでは対応できない日常生活における困りごとを支援していくため、有償ボランティア事業について、平成27年度からニーズ把握や事業についての検討研究を始め、平成29年度には有償ボランティア制度を開始し、平成31年度には、地域に定着し活発な活動を行っている状態を目指します。

【実施目標】 ■有償ボランティア制度の事業化と活動の定着

③ふれあいいきいきサロンの充実

- ・ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者の孤立防止のため、ふれあいいきいきサロンがない地域にサロンを立ち上げます。また、サロンの内容の充実や運営上の問題解決について、町及び社会福祉協議会で支援していきます。

【実施目標】 ■ふれあいいきいきサロンの立ち上げ数の増加促進

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31
ふれあいいきいき サロン立ち上げ数	80	81	82	83	84	85

重点施策 2

地域での見守り体制の強化

(地域全体での見守りとサービス体制づくり)

①見守り体制の充実・見守りカード登録の促進等

- ・地域全体での見守りとなるように、見守りの必要な高齢者等を複数の見守り者で見守りができる状態を目指します。また、ひとり暮らしの高齢者等の支援の必要な人が見守りの意思表示を行っていない場合もあるため、見守りカードへの登録を促進します。さらには、福祉に関する相談体制を充実させ、福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めていきます。

見守り者が円滑に活動できるよう、町及び社会福祉協議会・専門職が連携して支援していきます。

【実施目標】 ■見守りカード登録の促進

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31
見守りカードの登録 者数（実人数）	2,417 人	2,450 人	2,500 人	2,550 人	2,600 人	2,650 人

重点施策 3

緊急時の支援体制の整備（緊急時の支援体制づくり）

①避難行動要支援者個別計画の作成の促進

- ・介護が必要な高齢者や重度の障がいのある人等は、災害時・緊急時に対応が難しいと考えられるため、そうした避難行動要支援者に対して避難行動要支援者個別計画と要支援者を把握できるマップ等を作成し、緊急時の支援体制を整備していきます。

【実施目標】 ■避難行動要支援者個別計画の作成促進

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31
個別計画作成者数 (実人数)	0 人	15 人	30 人	45 人	60 人	75 人

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 住民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉の実現のためには、住民や当事者団体・ボランティア団体等の関係団体や事業者、行政等の各主体が協働しながら、施策を計画的に進めていくことが重要です。そこで、計画の事業実施のあらゆる場面で住民参加の機会を積極的に設け、住民が主体的に取り組んでいけるよう支援します。

(2) 庁内関係部局、関係機関、団体との連携

地域福祉計画は、本町の「地域福祉」の施策や方向性を示しており、高齢者、障がいのある人、子ども等の個々の福祉計画では対応しきれない福祉施策や分野別計画に共通する事項、男女共同参画、地域防災等の福祉・保健以外の分野にも横断的に及ぶ広い範囲の計画となることから、福祉関係部局、その他の関係部局もこの計画の理念を共有し、広く庁内関係各課との連携を図ります。

また、庁内関係各課だけでなく、社会福祉協議会、当事者団体、ボランティア団体、NPO等の関係機関・団体との連携を強化し、本計画を効果的に推進します。

(3) 地域福祉懇談会・地域福祉計画評価委員会の開催

区長、民生委員・児童委員、福祉委員その他地域住民の参加による地域福祉懇談会を継続して開催し、地域福祉活動の取組状況等について意見を聴取します。また、本計画の評価、見直しは、地域福祉計画評価委員会を設置し、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルに基づき、各事業の進捗状況の確認や助言をいただきながら、本町における地域福祉の推進を図っていきます。

